

## ご連絡事項

林弘法律事務所  
弁護士 山中 理司 様

令和7年6月26日付けで請求のありました行政文書開示請求につきまして、「行政文書開示決定通知書」及び「開示文書」を送付させていただきます。

令和7年7月7日

(連絡先・担当等)  
近畿運輸局情報公開窓口  
担当 : 総務部総務課  
TEL : 06-6949-6404  
〒540-8558  
大阪市中央区大手前4丁目1-76  
大阪合同庁舎第4号館 (12F)

標準様式第 2 号

近運総広第 42 号  
令和 7 年 7 月 7 日

## 行政文書開示決定通知書

林弘法律事務所  
弁護士 山中 理司 様

近畿運輸局長 服部 真樹



令和 7 年 6 月 26 日付け（郵送により令和 7 年 6 月 27 日受理）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

## 1. 開示する行政文書の名称

運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について  
(国自旅第 5 号 令和 4 年 3 月 30 日最終改正)

## 〔請求文書名〕

譲渡人が死亡した場合における、個人タクシー事業の譲渡譲受認可申請の手続について定めた文書（最新版）

## 2. 不開示とした部分とその理由

なし

## 3. 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施方法等  
写しの交付

| 行政文書の種類・数量等   | 開示の実施の方法               | 開示実施手数料の額<br>(算定基準) | 行政文書全体について開示の実施を受けた場合<br>の基本額 | 開示実施手数料 |
|---------------|------------------------|---------------------|-------------------------------|---------|
| A4 判文書<br>7 枚 | 複写機により用紙に複写し<br>たものの交付 | 用紙（白黒）1枚につき 10 円    | 70 円                          | 0 円     |

※ 開示実施手数料

行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額－控除額300円

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求することができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）

\*担当課等

総務部 総務課

情報公開担当 Tel 06-6949-6404

（ガイダンス流れたら「5」を押してください）

自動車交通部 旅客第二課

情報公開担当 Tel 06-6949-6446

国自旅第574号  
令和4年3月30日

近畿運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長

「運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について」  
の一部改正について

「運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について（平成14年4月5付け国自旅第5号）」の一部を改正し、別紙の改正欄のとおりとするので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本件については、一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

別添

国自旅第574号  
令和4年3月30日

一般社団法人 全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

「運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について」  
の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長  
あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。

国自旅 第 5 号  
平成14年 4月 5日  
一部改正 令和元年 7月26日  
一部改正 令和4年 3月30日

各地方運輸局自動車(第一)部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局旅客課長

### 運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について

平成14年2月1日から改正道路運送法が施行されたところであるが、個人タクシー事業者が運転免許取消処分を受けた場合の行政処分等については、下記のとおりとするので遗漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、社団法人全国個人タクシー協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

#### 記

##### 1. 道路交通法の違反行為により運転免許の取消処分を受けた場合

都道府県警察からの通知により、第二種運転免許の取消処分の事実が判明した場合には、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 道路運送法（以下「法」という。）第86条第1項に基づく許可（平成14年1月31日までの免許及び譲渡譲受又は相続の認可を含む。以下同じ。）に付した条件（以下「許可条件」という。）が、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に関する処理方針（平成13年9月12日付け国自旅第78号）」記Ⅱ. 2. の条件（以下「新条件」という。）である事業者

法第40条第1号に該当するものとして、速やかに許可の取消処分の手続を行う。この場合、運転免許の取消処分に係る都道府県警察からの通知を受け、当該事業者あてに聴聞の実施通知文書を発送することとし、聴聞の際には都道府県警察が交付した当該運転免許の取消処分に係る処分書を持参させるものとする。

## （2）許可条件が新条件でない事業者（新条件への変更手続が未了の事業者）

運転免許の取消処分に係る都道府県警察からの通知を受け、当該事業者を呼び出し、監査を実施し、当該運転免許の取消処分の原因となった行為等に關し、道路運送法令違反が認められた場合には、所要の行政処分手続を行うものとする。なお、当該事業者については、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可期限の更新等の取扱いについて（平成13年11月15日付け国自旅第107号）」記I. 2. (3)③に基づき、現に付されている期限の更新は行わない。

## 2. 上記1. のほか許可条件に違反した場合

- (1) 違反した許可条件が、「〇〇でなければならない」、「△△すること」等であって、「〇〇でなくなった（△△しなかった）場合には許可を取り消すものであること。」までの記述がなされていないものである場合には、別紙1により取り扱うものとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、「一定の時期までに運輸開始（事業開始）をすること。」との条件に違反した場合には、法第16条第2項に基づく業務の確保命令を発動することとし、さらに特段の理由がないにもかかわらず当該命令に従わない場合には、法第40条第1号に該当するものとして、許可の取消処分の手続を行うものとする。

## 3. 許可に付した期限が満了した場合等

- (1) 法第86条第1項に基づき許可に付した期限について、その更新申請がなされずに当該期限が満了した場合（許可条件により当該期限の更新を行わないとされている場合及び上記1. (2)なお書きの場合を含む。）には、当該事業者の許可の効力が失われることとなるため、当該事業者に対して速やかに別紙2の通知書を送付するものとする。なお、この場合において、当該期限が満了した者の居所が不明であるときは、当該通知書を公示するものとする。
- (2) 個人タクシー事業者が死亡した場合には、当該事業者（以下「死亡事業者」という。）の許可の効力は失われることとなるが、この場合においては、法第37条の事業の相続の認可申請がなされた場合を除き、死亡事業者の相続人又は同居人等が法施行規則第66条第1項第3号に基づく届出を行う必要がある。なお、死亡事業者が譲渡譲受認可申請中である場合には、当該譲渡譲受認可申請事案は却下処分となるが、死亡後60日以内に死亡事業者の相続人のいずれかの者が代表して当該譲渡譲受認可申請の継続に同意する旨の書面が提出された場合に限っては、事業の相続に係る手続を省略し当該譲渡譲受認可申請が継続しているものとみなすこととする。ただし、代表者からの譲渡譲受認可申請の継続に同意する旨の書面の提出後、可能な限り早期に死亡事業者の相続人全員から譲渡譲受認可申請の継続に同意する旨の書

面を提出させることとする。

また、死亡事業者の生前に譲渡譲受認可申請がなされず、死亡後60日以内に死亡事業者の相続人のいずれかの者が代表して譲渡譲受認可申請を行うことに同意する旨の書面とともに同申請が行われた場合には、事業の相続に係る手続きを省略し、当該申請にかかる審査を行うこととする。ただし、同申請後、可能な限り早期に死亡事業者の相続人全員から譲渡譲受認可申請を行うことに同意する旨の書面を提出させることとする。

#### 附則（令和元年7月26日国自旅第108号）

改正後の通達は、令和元年8月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

#### 附則（令和4年3月30日国自旅第574号）

改正後の通達は、令和4年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

## 許可条件に違反した場合の行政処分の取扱い

(「許可を取り消すものであること」又は「許可を取り消すことがあること」とされている条件違反を除く。)

個人タクシー事業者について、許可条件の違反(「許可を取り消すものであること」又は「許可を取り消すことがあること」とされている条件違反を除く。)が認められた場合の行政処分の取扱いは、下記のとおりとする。なお、新条件への変更手続が未了の事業者については、現に付されている許可条件について適用する。

## 記

- 違反した条件項目について、タクシー業務適正化特別措置法又は旅客自動車運送事業運輸規則に相当する規定がある次表の「条件違反を適用しない場合」欄については、当該相当する規定に違反した場合の「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第60号、国自旅第128号、国自整第54号。以下、「行政処分基準」という。)に定める処分日車数を適用する。
- 違反した条件項目が、上記1以外の場合には、次表の「条件違反を適用する場合」欄に掲げる処分日車数を適用する。なお、条件違反が複数ある場合においても処分日車数は合算しない。

| 許可条件項目   | 1. 条件違反を適用しない場合   |                 | 2. 条件違反を適用する場合        |
|--|-------------------|-----------------|-----------------------|
|  | タク特法違反を適用(指定地域のみ) | 運輸規則違反を適用       |                       |
| 使用する事業用自動車は1両であり、他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならないこと。                                   | ※<br>(タク特法第3条)    | —               | ※<br>(タク特法指定地域は適用しない) |
| 患者輸送等の特殊な需要に特化した運送のみを行うものでないこと。  | —                 | —               | ※                     |
| 事業用自動車の両側面に見やすいように「個人タクシー」と表示すること。   | —                 | —               | ※                     |
| 月に2日以上の定期休日を定めること。   | —                 | —               | ※                     |
| 地方運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、別の事情がない限りこれに応じること。                                    | —                 | —               | ※                     |
| 営業中は運転日報を携行しこれに記入を行い、1年間は保存すること。   | —                 | ※<br>(運輸規則第25条) | —                     |
| 氏名等の記載とともに写真を貼付した事業者乗務証を車内に掲示すること。   | ※<br>(タク特法第46条)   | —               | ※<br>(タク特法指定地域は適用しない) |
| 年齢が満65歳に達した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた適性診断を受診すること。 | —                 | ※<br>(運輸規則第38条) | —                     |

※行政処分基準に定める処分日車数を適用する。

個人タクシー事業の許可の効力が失われたことに係る通知書

○ ○ ○ ○ 殿

貴殿に対する下記の一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可については、平成（令和） 年 月 日をもって当該許可に付された期限が満了し、その効力が失われたので通知する。

記

1. 許可（認可）年月日
2. 許可（認可）番号
3. その他必要事項

令和 年 月 日

○○運輸局長（沖縄総合事務局長） ○○○○